

京都市告示第 336 号

都市計画法（以下「法」という。）第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 19 条第 1 項の規定により京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路を変更したので、法第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成 21 年 11 月 20 日

京都市長 門川 大作

1 道路の名称

Ⅱ・Ⅰ・1 号（新名称 3・4・137 号）師団街道大和街道及び 3・6・125 号大和大路本町通並びに 3・5・138 号本町下高松通

2 都市計画を定める土地の区域

（1） 変更する部分

伏見区深草下高松町の一部

（2） 追加する部分

伏見区深草下高松町，深草相深町，東山区本町二十丁目の各一部

（3） 廃止する部分

東山区福稲下高松町，本町二十丁目の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）